

離婚紛争と弁護士

小 谷 朋 弘

1. はじめに

離婚紛争の解決にあたっては、離婚の合意を得ることをはじめ、財産分与や慰謝料、子どもの養育費や面接交渉など、解決しなければならない課題が山積している。たしかに、離婚のノウハウを満載する豊富な書籍を利用して、難問解決を図ることもできるだろう。だが現実の、複雑な夫婦関係の解消というハードな課題の前には、それほど大きな力にはならない。やはり、必要なものは、専門的知識を備えた第三者の具体的なサポートである。

しかし、市民調査によると⁽¹⁾、離婚にあたって相談したい相手の最大のもの、家族・親族や知人・友人であり、一般的な行政機関の相談窓口や家庭裁判所の相談窓口など、いわゆる第三者機関への期待は低い。この期待の低さは、離婚問題がプライバシーにかかわる問題ということもあるが、それ以上に相談機関の認知度の低さや相談体制の不備といった理由が大きい。

ところで、離婚紛争はその解決にあたって多くの法的判断を要するものである。財産分与や慰謝料、あるいは養育費にしても、法的判断がカギとなる。その点で、第三者機関以上に大きな役割が期待されるものが、法律専門職である弁護士にほかならない。市民調査では、第三者機関同様に期待は低いが、紛争の円滑な処理のためには欠かすことができない存在である。

〔本論は、「離婚紛争処理過程にかんする法社会学的研究」(文部科学省研究費助成研究)の一環として行った「弁護士の業務活動に関する調査」(以下

(1) 拙著『紛争の法社会学』溪水社、2003年、162-64頁参照。

「弁護士調査」)をもとに⁽²⁾、離婚紛争の処理過程における弁護士関与の実態を明らかにし、離婚紛争と弁護士のかかわりについて考察を加えようとするものである。

以下では、弁護士の関与を「法律相談」「協議離婚」「調停離婚」の3つの局面に分けて検証する。これらの局面は、当事者自らが弁護士の関与を選び取る局面にはかならない⁽³⁾。そして最後に、離婚紛争における弁護士関与の課題と展望について述べておきたい。」

2. 法律相談の中の離婚相談

法律相談としての離婚相談は、離婚にかんする総合的な相談であり、協議離婚や調停離婚など具体的な離婚手続きの依頼とは分けて捉えなければならない⁽⁴⁾。

調査では、「この3年間に、離婚に関する法律相談を受けられましたか」という設問で尋ねている。相談件数は、20件未満が60%近くを占め、20件から69件がほぼ40%を占めている（表2-1）。1年平均にすれば多くても20件程度にすぎない。しかし、100件以上の回答もわずか2件ながら挙げられており、離婚相談に力点を置く弁護士も登場していることがわかる。

(2) 「離婚紛争処理過程にかんする法社会学的研究」は平成12～14年度に文部科学省の研究費補助金を受けて行った研究である。「弁護士の業務活動に関する調査」はその一環として、2002年2月にH県弁護士会所属の弁護士273名を対象に、郵送による調査票の配布と調査員による訪問回収の方法で実施したものである。回収票は136票。有効票は132票（48.4%）である。なお、各表総数は「経験アリ」数である。

(3) 重要な離婚手続きとしては裁判離婚がある。しかし、裁判手続きは弁護士代理が一般的であることから、今回の分析では取り上げていない。

(4) 法律相談と協議離婚の相談・依頼との境界は明瞭ではない。法律相談の中で協議離婚についての相談が行われるケースもある。しかし調査では設問を分けて尋ねているので、法律相談と協議離婚の相談・依頼は一応区分して捉えられると考える。

表2-1 法律相談の件数

相談件数	実数	比率
1. 1-9件	36	28.3
2. 10-19件	35	27.6
3. 20-29件	18	14.2
4. 30-39件	16	12.6
5. 40-49件	5	3.9
6. 50-59件	8	6.3
7. 60-69件	3	2.4
8. 70-79件	1	0.8
9. 80-89件	—	—
10. 90-99件	—	—
11. 100件以上	2	1.6
12. DK,NA	3	2.4
	127	100.0

表2-2 夫妻別相談割合

相談割合	夫		妻	
	実数	比率	実数	比率
1. 0%	11	8.7	3	2.4
2. 1-9%	13	10.0	—	—
3. 10-19%	16	12.6	2	1.6
4. 20-29%	26	20.5	2	1.6
5. 30-39%	22	17.3	4	3.1
6. 40-49%	26	20.5	26	20.5
7. 50-59%	4	3.1	21	16.5
8. 60-69%	1	0.8	28	22.0
9. 70-79%	3	2.4	16	12.6
10. 80-89%	—	—	13	10.2
11. 90%以上	4	3.1	11	8.7
12. DK,NA	1	0.8	1	0.8
	127	100.0	127	100.0

表2-2は離婚相談が、夫と妻のどちらからアクセスされるかを示したものである。みられるように、妻からの相談が多くなっている。離婚全体をみたときに、妻から離婚を切り出すケースが多いが、弁護士の離婚相談にもそうした傾向が反映されている。弁護士事務所は、一般に、敷居が高いといわれるが⁽⁵⁾、にもかかわらず女性の離婚相談への積極的な姿勢は、それだけ女性にとって離婚問題が深刻であることを映し出すものといえる。

では、離婚相談の具体的内容はどのようなものであろうか。表2-3から分かるように、相談として寄せられているものは夫妻ともに、「財産分与」「慰謝料」「養育費」「親権」といった離婚紛争特有の問題である。とくに注目されるのは、いずれの項目でも妻側のポイントは高くなっており、とりわけ「養育費」の相談は73.4%と最も高く、夫とは20ポイントの開きがある。

(5) 拙著『紛争処理の法社会学的研究』(昭和63年度文部省科研成果報告書)、1989年。

女性にとって養育費問題がいかに大きな争点であるかがうかがわれる。

一方、「離婚手続き」については、「財産分与」などにくらべると夫と妻ともに比率は低くなっている。しかし、ともに20%半ばから30%近くを占めており、手続きに関する相談の予想外の多さが目につく。離婚手続きはけして身近なものではないようである。

相談内容でもっとも興味深いのは、「離婚を迫られている」「離婚は可能か」など、法律問題を離れた相談が寄せられていることである。法律専門家である弁護士にとってこうした問題への対応はきわめて困難である。この点は後で触れるとして、相談内容に示された「離婚は可能か」は、夫妻ともに20%半ばから40%近くと少なからぬ比率を占めている。とくに興味深いのは、夫側の比率が38.3%と妻側よりも12ポイント余り高くなっている。一般的に、離婚志向は妻側に強く表れているが、法律相談にみるかぎり夫側の離婚志向が強く表れている。安易な解釈は避けねばならないが、今日なお多くみられる夫側の有責離婚を反映するものと受けとめられよう。それに対して妻側の「離婚可能か」の多さはやはり、今日の全体的な妻の離婚志向の強さを反映するものといえよう。そしてこの点は「離婚を迫られている」とも関連しており、夫側では20.9%が離婚を迫られているのである。

最後に、DV相談である。今日離婚理由の最大のものが暴力ともいえる。DV防止法も制定されまた改正も行われた。DVへの社会的認識も深まったかに見える。こうした状況をうけて、法律相談にもDV相談が現れている。し

表2-3 夫妻別相談割合

相談内容	夫		妻	
	実数	比率	実数	比率
1. 財産分与	44	37.9	65	52.4
2. 慰謝料	63	54.3	81	65.3
3. 養育費	62	53.4	91	73.4
4. 親権	47	40.5	55	44.4
5. 離婚手続き	34	29.3	32	25.8
6. DV	1	0.9	4	3.2
7. 離婚迫られ	24	20.7	8	6.5
8. 離婚可能か	44	37.9	32	25.8
9. その他	1	0.9	—	—
10. DK,NA	1	0.9	—	—

※ MA 回答

かし、比率そのものは妻側においても 3.2 % にすぎない。DV については配偶者暴力相談支援センターや女性センター、さらには民間の女性団体などが大きな役割を果たしており⁽⁶⁾、弁護士の相談機関としての役割はいまだ小さいものとみられる。

では、以上のような法律相談を行う中で弁護士はどのような問題に直面するのであろうか。オープン・アンサーを典型的に整理して、法律相談の問題点に接近してみよう。「離婚相談の難しさはどんな点にありますか。お気付きの点を簡単にお知らせ下さい」の問いかけに対して 98 件の回答があった。複数回答もあり、延べでは 114 の問題点が示されている。それらは大きくは次の 5 つの類型に分けられる。「離婚条件の調整」(37 件：32.5 %)、「事実認定の困難」(29 件：25.4 %)、「相談者の態度」(22 件：19.3 %)、「相談の性質」(8 件：7.0 %)、「その他の問題」(18 件：15.8 %)である。

法律相談としての離婚相談の一番の難しさはやはり、「離婚条件の調整」である。3 割余りの指摘がなされている。主なものを示そう。

- ① 「慰謝料の算定・財産分与の方法」
- ② 「慰謝料算定に基準のないこと」
- ③ 「財産分与・慰謝料の請求が高額である」
- ④ 「高額の慰謝料がもらえるものと勘違いしている」
- ⑤ 「離婚給付に対する過大な期待」
- ⑥ 「依頼者が高額の慰謝料に期待している」
- ⑦ 「請求額の相当性の説得」
- ⑧ 「相手方（特に夫）が養育費、慰謝料等の支払い能力が乏しいケースが多い」
- ⑨ 「相手方に収入がない。財産分与するにあたって土地建物がオーバーロ

(6) 民間の女性団体では、夫から身を隠すためのシェルターを備えたり、入所者のカウンセリングや調停への付き添いなど重要なサポートがなされている。

ーンになっている」

- ⑩「子の親権をめぐる争いが一番のネック」
- ⑪「親権者の決定（親権を子の福祉の視点からとらえることができない相談者がいる）」
- ⑫「親権の帰属の希望が多いこと」
- ⑬「少ない子どもの親権の取り合い」
- ⑭「双方が親権・監護養育について対立したとき」

「離婚条件の調整」として数多く挙げられているのは、離婚給付と親権をめぐるものである。離婚給付においてはとくに依頼者側の過度な要求が難問となっているが、それと関連して基準の無さが問題としてクローズアップされる。また、注目されるのは⑧⑨にみられるように、相手側に支払い能力がないといった深刻なケースである。離婚後の生活保障が見通せず、弁護士の対応は難しい。親権についての争いも過激である。少子化の中で、また子どもに対する意識変化の中で両当事者の子どもの奪い合いが激化している。離婚相談のレベルで適切な解決策を示すことは、きわめて困難であろう。

「事実認定の困難」も法律相談の難しさの大きな部分である。それは相談される問題の事実性あるいは真実性が把握仕切れないとか、または問題自体が把握困難といった内容である。

- ①「夫か妻のいずれか一方のみから話を聞いただけでは実態がわからないことが多い」
- ②「相談者の言い分を鵜呑みにできない傾向が強い」
- ③「依頼者は自分に都合の悪いことは言わない」
- ④「主観的訴えが多いため双方の言い分を聞かなければ事実の確定が困難」
- ⑤「経験の多い弁護士ならウソと気付けることを加工して持ち出し、互いに密室のことなので分かるはずないと平気でウソをつきあう」
- ⑥「一方的な情報しか入手できないため、事件の見込みを誤りやすい」

- ⑦「当事者が自分に不利なことを隠しているので、片方の話だけでは、にわかには是非の判断をし難い」
- ⑧「大体が、自分は 100 % 正しく、相手方が 100 % 悪いと考える。しかし実情は、いずれにも責任がある」
- ⑨「婚姻破綻の原因を適確に聞き取ること」
- ⑩「夫婦各人の問題が 80 % あり、踏み込む深さに限界がある。」

「事実認定の困難」には、夫婦間紛争の難しさが表れており、当事者はどうしても自分に都合のよい話ばかりをするようである。一般の民事事件でも相手側の責任追及は急であるが、離婚紛争は婚姻共同体の解体であるために、相手に対する責任追及も苛烈になり、自己責任は覆い隠されがちになる。となると、間違った事実認識にもとづくアドバイスとなる虞れも出てくる。この点もまた離婚相談の難しさである。

次に、「相談者の態度」である。その主な内容は、当事者があまりにも感情的になっていることである。例を挙げよう。

- ①「認識及び判断に主観性が強すぎる。感情的言動の傾向が強い」
- ②「感情が先行し、法律論を受け容れられない相談者が多い」
- ③「一方的な被害者意識」
- ④「感情のコントロール」
- ⑤「感情面ばかり前面にでて、解決までに時間がかかる」
- ⑥「感情的になるところを説得しなければならないこと」
- ⑦「離婚をするしないについても当事者に感情的こだわりが強い。それを解きほぐすのが大変」
- ⑧「法律では捉えきれない感情の問題にどう対処するか、という点」

「相談者の態度」は、「事実認定の困難」とも分かち難く結びついている。離婚というどろどろした夫婦関係のもつれは、自己の正当性の主張と結びつくだけでなく、相談にあたって、とかく感情的言動に終始しがちである。相談とはいえ「法律相談」としての離婚相談では、弁護士は、法的判断のため

に、当事者に客観的あるいは冷静な対応を求める。とはいえ、単に感情の抑制だけで済む問題ではなく、法律論で解決図ろうとしても、結局⑧にあるような問題に直面する。いずれにしても、離婚紛争につきまとう当事者の感情の問題は、法律相談の最大のネックといえる。

「相談の性質」は、数はあまり多くない。しかし、法律相談の限界を示すものとして興味深い。それは一言でいえば、法律相談としての離婚相談が、弁護士の守備範囲を超える性質のものだ、ということである。主な指摘を挙げてみよう。

- ①「人生相談になりがち。弁護士が関与できるレベルを超えた話になったりする」
- ②「要件事実以外のぐちを聞いてあげる。カウンセラー的態度的持続」
- ③「当事者はいろいろ言いたいことがあるが、弁護士として回答できることは一般論だけであること」
- ④「離婚した方が有利か不利かを教えて欲しいという人がいる」
- ⑤「本人自身が解決の方向について迷っている」

「相談の性質」をみると、あらためて法律相談としての「離婚相談」の難しさを感じる。弁護士にとって、法的判断を超えて、夫婦間の問題に判断を下すあるいは方向性を示すことは、荷の重い仕事といえる。こうした難問は、先に見た「離婚を迫られている」「離婚可能か」という相談内容にも示されているが、法律相談の守備範囲を超えるものといえよう。

最後に、「その他の問題」である。とくに注目されるものは、「離婚当事者以外に親が介入することが、困難の一因」という指摘である。離婚がプライバシーにかかわる問題であるだけに、家族とりわけ親が相談相手として登場する。その結果、弁護士への離婚相談にも当事者のみならず親が介入してくるケースは多い。こうした家族介入が却って離婚相談を複雑化している。

以上、離婚相談についてみてきたが、離婚相談の現実はなかなか厳しいといえる。とりわけ、「相談者の態度」や「相談の性質」をみると、離婚相談

における弁護士役割の難しさが明らかとなる。すなわち、法律専門職である弁護士にとって、人生相談やカウンセラー的役割が求められる離婚相談は、きわめて荷が重い。この点を考えると、法的知識とともに人生相談をはじめとする多様なニーズに対応できる専門の相談機関の展開が必要となろう。それによって、弁護士の負担が軽減され、法的対応に集中することが可能になろう。

3. 協議離婚と弁護士

周知のように、わが国の離婚紛争の 9 割が、協議離婚で処理されている。離婚届を役所に提出するだけで法的効果をもつ、世界一簡易な手続きである。この手続きは、夫婦両当事者の“話し合い”で問題解決を図るものであるから、家族・親族や知人・友人など身近な人々の関与はあるにしても、とりわけ法律専門職である弁護士の関与は少ないものと仮定される。

表 3-1 は、最近 3 年間の協議離婚への関与を示したものである。みられるように、離婚協議に関与した弁護士はきわめて少ない。ほぼ 70 % が 9 件未満である。1 年平均にすれば 3 件未満にすぎない。協議による離婚が圧倒的多数を占めることを考えれば、弁護士関与の少なさは顕著である。

では、夫と妻どちらから弁護士にアクセスしているのであろうか。依頼者の性比を割合で答えてもらっている。表 3-2 にあるように、夫よりも妻からのアクセスが多い。とくに注目されるのは、4 分の 1 の弁護士が依頼件数すべてが妻からのアクセスとしている。

協議の内容は、夫と妻ともに「養育費」

表 3-1 協議離婚の件数

依頼件数	実数	比率
1. 1-9 件	54	69.2
2. 10-19 件	13	16.7
3. 20-29 件	2	2.6
4. 30-39 件	3	3.8
5. 40-49 件	—	—
6. 50-59 件	1	1.3
7. 60-69 件	—	—
8. 70-79 件	—	—
9. 80 件以上	1	1.3
10. DK,NA	4	5.1
	78	100.0

「慰謝料」「財産分与」「親権」にかんする協議が多くなっている (表3-3)。なかでも「養育費」のウエイトは大きく、養育費問題が離婚の今日的争点となっていることが分かる。

「養育費」をはじめとする4つの協議項目は、離婚紛争にもなって解決しなければならぬ主要課題あるいは離婚条件であるが、そうした主要課題の解決を曖昧にせず、専門家の関与のもとに処理したい、という明確な意思を見取ることができる。協議離婚のデメリットの1つは、簡易な手続きであるがゆえにかえって一方当事者 (多くは妻たち) の権利が確保されにくいところにある。こうした難点から、子どもの養育資金や自らの経済保障の確保を求めて、協議においても弁護士へのアクセスを試みたものといえる。

一方、「面接交渉」については、比率そのものはそれほど

表3-2 夫妻別依頼割合

依頼割合	夫		妻	
	実数	比率	実数	比率
1. 0%	20	25.6	4	5.1
2. 1-9%	6	7.7	—	—
3. 10-19%	6	7.7	2	2.6
4. 20-29%	9	11.5	2	2.6
5. 30-39%	12	15.4	1	1.3
6. 40-49%	14	17.9	14	17.9
7. 50-59%	1	1.3	10	12.8
8. 60-69%	2	2.6	11	14.1
9. 70-79%	2	2.6	6	7.7
10. 80-89%	—	—	6	7.7
11. 90%以上	4	5.1	20	25.6
12. DK,NA	2	2.6	2	2.6
	78	100.0	78	100.0

表3-3 夫妻別協議内容

協議内容	夫		妻	
	実数	比率	実数	比率
1. 財産分与	26	44.8	42	56.8
2. 慰謝料	32	55.2	47	63.5
3. 養育費	37	63.8	55	74.3
4. 親権	25	43.1	32	43.2
5. 面接交渉	15	25.9	7	9.5
6. 説得	9	15.5	11	14.9
7. 円滑な進行	9	15.5	12	16.2
8. 離婚届	2	3.4	2	2.7
9. その他	2	3.4	2	2.7
10. DK,NA	1	0.9	2	2.7

※ MA 回答

ではないが、夫と妻の立場を反映する形で表れている。すなわち、妻が子どもを引き取ることが多い状況の中で、「面接交渉」の相談は夫側が 27.3 % と妻側の 3 倍の多さとなっている。近年、子ども数の減少や子どもに対する父親の愛着の強さから、離婚の際に子どもの引き取りをめぐる紛争が激化している。面接交渉は、子どもを引き取れなかった親（父親が多い）が別れた後に子どもと接触する機会を設定するものであるが、権利として制度化されていない現在、双方の協議で約束を取り付けることになる。しかし、この取り決めをめぐるしばしば紛糾している。夫側から弁護士関与が多く求められる理由である。

その他、注目されるのは「円滑な進行」「説得」である。それぞれ 16 % 前後と少なからぬウエイトを占めている。協議離婚での弁護士の役割は、「養育費」をはじめ「面接交渉」など離婚条件の調整にあるとみられるが、他面で、協議が中々進展しない状況の中で、進行役を期待されることがわかる。協議離婚が、離婚当事者まかせの自由で放任的な方式であることから考えれば、弁護士がその進行役を果たすことは大きな意義をもとう。

では、協議離婚を扱う中で弁護士が直面する問題は何であろうか。ここでも、オープン・アンサーを整理して考察しよう。大きくは、5 つの類型に分けられる。「当事者の態度」(19 件：29.2 %)、「離婚条件の調整」(17 件：26.2 %)、「弁護士代理の問題」(9 件：13.8 %)、「協議方式の問題」(7 件：10.8 %)、「その他の問題」(13 件：20.0 %) である⁷⁾。

「当事者の態度」は、法律相談と同じ様に、当事者の感情の問題である。次のような指摘が挙げられている。

- ①「感情的になりやすい」
- ②「興奮状態にある」
- ③「当事者が感情的にこじれていること」

(7) 回答数は 58、延べの論点は 65 である。

- ④「感情的対立」
- ⑤「感情論に終始する」
- ⑥「当事者の感情、見栄、プライドが解決の障碍になる」
- ⑦「双方とも主観的訴えに固執するので説得に困難」
- ⑧「感情論が先行し、法律論がなかなか受け入れられない」
- ⑨「法律・理論で説得できない感情の部分が大きい」

「当事者の態度」は多くの弁護士が指摘している。それは一言でいえば感情的対立である。法律相談にもみられたように、婚姻共同体の解消である離婚は、多くの場合、当事者双方の感情的もつれをともなうものになりがちである。また、「当事者の態度」としては、その他に「意地になること」「当事者が自分中心に考えている」「互いに自己主張が強すぎる」「夫の執着心」などが挙げられる。こうした当事者の態度は、⑥⑦にみられるように説得を困難にし、また⑧⑨にあるように法律論を排斥してしまう。協議離婚手続きにおいても、感情問題は法律専門職である弁護士にとって大きな障害となっている。

次に、「離婚条件の調整」である。次のような指摘がなされている。

- ①「離婚給付にかんする合意」
- ②「財産分与など配分・金銭額の確立と履行確保の方法」
- ③「金銭の話しの合意が困難」
- ④「離婚条件の調整 (金銭・不動産)」
- ⑤「財産分与額及び慰謝料額についての合意が整わない」
- ⑥「離婚給付の額がなかなか合意できない」
- ⑦「高額な慰謝料がもらえるものと勘違いしている」
- ⑧「慰謝料の金額や親権者の決定や離婚の可否に明確な基準がない」
- ⑨「慰謝料と親権者指定」

「離婚条件の調整」の大きな部分は離婚給付にかんするものである。金銭問題は離婚後生活の保障という側面もあるので離婚にあたって大きな争点に

なる。当事者同士の協議においては調整困難な問題である。しかし、法律専門職である弁護士との関与も、解決までには大きなハードルがあることがわかる。困難を増幅させているものは、高額要求とともに⑧にあるように明確な基準がないことである。また離婚条件は、単に調整困難というだけでなく、そもそも「相手に支払い能力がない」といった解決不能な問題がつきまとう。調査ではわずかに数件の指摘ではあるが、離婚条件の調整の難しさがあらためて浮き彫りになる。

「弁護士関与の問題」は、数はそれほど多くはないものの、きわめて重要な問題点である。次のような指摘がなされている。

- ①「相手方に弁護士がいないと協議は非常に困難」
- ②「代理人に対し相手方の代理人として不信感を持つ」
- ③「あくまで依頼者の代理人であり、完全中立的第三者とはなりえない状況下で、相手方本人を納得させることは難しい」
- ④「弁護士は全く第三者だけに、弁護士の介入自体に拒絶反応を示される」
- ⑤「相手方の弁護士は信用しない」
- ⑥「相手方に弁護士がついていない場合は冷静な対応ができない」
- ⑦「ある程度、公平性を保たねば、相手側が応じてこない」

「弁護士関与の問題」は、協議離婚のさいの弁護士関与の根本的な難しさを示している。すなわち、弁護士の立場はあくまで依頼者側の弁護士であって、中立的な第三者ではあり得ないことである。したがって、①のように「相手方に弁護士がいないと協議は非常に困難」になり、⑦のように、公平性に配慮する努力が必要とされる。依頼者の利益を守らねばならないという弁護士の立場が、一種のジレンマをもたらすといえよう。

「協議方式の問題」は、自由で簡易な協議離婚方式そのものの問題性を示している。

- ①「調停や訴訟のように一定のルールにのっていないこと」

- ②「弁護士のところに持ち込まれるものは当事者間では離婚協議が困難なケースがほとんど。調停申立てを原則としている」
- ③「理由はともかく、離婚自体にはほぼ双方が一致している場合以外は、調停又は訴訟手続きをすすめる。離婚自体に夫婦がほぼ合意せず、対立がある場合は、相手方は協議に応じない」

「協議方式の問題」はあらためて方式自体がかかえる問題を浮き彫りにしている。調停や裁判に比較するとルールや拘束力の点で弱さが目立つ。だからこそ法律専門職の介入が期待されるわけだが、それも「弁護士関与の問題」でみたように、結局中立的な第三者足りえないという問題に行き着いてしまう。

最後に、「その他の問題」である。「別居による連絡の難しさ」とか「夫の暴力」「親の介入」など多様なものが示されている。とくにDVの問題は、その性質からみて協議ではきわめて解決困難なケースであり、協議離婚の限界を示すものといえる。こうした問題は、調停や裁判など公式的処理手続きに委ねざるを得まい。

協議離婚は文字通り「協議」による決着を想定するものだが、夫婦両当事者だけの話し合いや、身近な人々のアドバイスだけではうまくいくものではない。簡易な方式だけに逆に難しさがある。協議離婚に対する弁護士の関与はその意味で重要なものといえる。

しかし、以上にみたように、協議に弁護士が関与すればスムーズに行くかどうかは簡単でない。両当事者が感情的にもめ、それが金銭的な問題解決を阻み、さらに弁護士が必然的に一方当事者の立場に立つかぎり、もう一方の当事者は中立的な解決策とは受け取らない。こうしたことから、調停や裁判を勧めるという意見が出されることになる。

たしかに協議離婚は予想以上に困難をとまなうものであろう。とりわけ弁護士にアクセスするケースはそれだけ困難さも大きいケースであらう。しかし、協議離婚のレベルで問題解決を目指す方向で考えれば、可能な限り両当

事者に弁護士代理を立てることが必要である。しかしそのためには、弁護士代理を可能にするような、弁護士人口の増員と安価な報酬制度という難題を克服しなければならない。

4. 調停離婚と弁護士

調停離婚は、裁判官と男女各 1 名の調停委員からなる調停委員会のもとに、当事者同士の話し合いでの解決を特徴としている。したがって、調停離婚はかならずしも弁護士の関与が必要なものではない。否むしろ、当事者が向き合うという意味では、弁護士の関与は問題となろう。しかし、実際には、少なからぬ弁護士代理がみられる。

2004 年度の『弁護士白書』によると、夫婦関係調整調停事件（その多くは離婚調停）における代理人弁護士の関与は、全国平均で 21.5 % である⁽⁸⁾。第三者の立ち合いのもとで行われる離婚調停においてさえ、弁護士の関与が 2 割余りも現れているのは注目されよう。

一方、「弁護士調査」によると、弁護士のほぼ 70 % が代理経験を有している。しかし「弁護士調査」では 3 年間の経験を尋ねているので、単純な比較はできない。実際、離婚調停の件数をみると (表 4-1)、9 件未満がほぼ 70 % を占めており、離婚調停への関与はそれほど大きな展開をみせているわけではない。とはいえ、離婚全体に占める調停離婚の割合

表 4-1 調停離婚の件数

受任件数	実数	比率
1. 1-4 件	36	39.1
2. 5-9 件	26	28.3
3. 10-14 件	12	13.0
4. 15-19 件	6	6.5
5. 20-24 件	3	3.3
6. 25-29 件	—	—
7. 30-34 件	2	2.2
8. 35-39 件	—	—
9. 40-44 件	1	1.1
10. 45-49 件	—	—
11. 50 件以上	2	2.2
12. DK,NA	4	4.3
	92	100.0

(8) 日本弁護士連合会編『弁護士白書』2004 年、80 頁。

を考えれば、調停離婚への弁護士関与の比率は注目に値する。

表4-2は、夫と妻のどちらからアクセスを求めてきたかを示したものである。あきらかなように、妻側からのアクセスがきわめて多い。協議離婚と同じ様に、ここでも妻側からの積極的なアクセスが目につく。

周知のように、調停離婚における妻からの申立ては、申立て件数全体の3分の2を占める。2002年度でみれば65,658件のうち47,205件が妻からの申立

てである。また、先の夫婦関係調整事件にしても、代理弁護士が申立人側に付けられているケースが53.6%を占めている。「弁護士調査」のデータも、こうした傾向を反映するように、妻からの弁護士アクセスが顕著に現れている。

調停内容は、表4-3にあるように、司法統計の「離婚調停申立て動機」とほぼ重なる。夫のケースでは、「性格の不一致」「親族との折り合いが悪い」「異性関係」「異常性格」「浪費」。妻のケースでは、「性格の不一致」「異性関係」「暴力」「生活費を渡さない」「家庭を省みない」である。全国にくらべれば、妻側の「暴力」の比重が少し大きい。

では、離婚調停の代理人を引き受けるなかで、弁護士はどのような問題に直面しているのであろうか。オープン・アンサーを整理して検証しよう。大きく分ければ4つの問題に整理できる。「当事者の態度」（21件：32.8%）、「離婚条件の調整」（17件：26.6%）、「調停制度の問題」（13件：20.3%）、

表4-2 夫妻別依頼(調停)割合

依頼割合	夫		妻	
	実数	比率	実数	比率
1. 0%	22	23.9	3	3.2
2. 1-9%	6	6.5	—	—
3. 10-19%	6	6.5	1	1.1
4. 20-29%	16	17.4	3	3.3
5. 30-39%	10	10.9	5	5.4
6. 40-49%	18	19.6	18	19.6
7. 50-59%	2	2.2	8	8.7
8. 60-69%	6	6.5	17	18.5
9. 70-79%	1	1.1	7	7.6
10. 80-89%	—	—	6	6.5
11. 90%以上	4	4.3	22	23.9
12. DK,NA	1	1.1	2	2.2
	92	100.0	92	100.0

「その他の問題」(13 件：20.3%) である⁽⁹⁾。

まず、「当事者の態度」としては、次のような問題が挙げられている。

- ①「頑なに離婚に応じない夫がいる」
- ②「双方の感情的対立が激しいこと」
- ③「相手方の無理解」
- ④「判断力がないため、相手方が感情面にこだわり、理屈を受け付けようとしない」

⑤「調停を成立させる

ための妥協を冷静に感情を抑えて、譲歩点を示唆すること」

⑥「一方が離婚に応じたくない場合など、感情の問題がかかわってくるので、容易に決着しないこと」

⑦「双方それぞれ言い分があり、冷静に話し合いができない」

⑧「気持ちの整理ができるまで時間がかかる」

⑨「永年の感情のもつれがあり、調停委員の説得がなかなか受け入れられない」

⑩「感情がほぐせないかぎり、解決しない」

⑪「互いに感情的になり理性的判断が出来ない。といって弁護士が主導的

表 4-3 夫妻別調停動機

調停動機	夫		妻	
	実数	比率	実数	比率
1. 性格の不一致	52	74.3	54	60.7
2. 異性関係	26	37.1	53	59.6
3. 暴力	1	1.4	40	44.9
4. 酒の飲み過ぎ	—	—	7	7.9
5. 性的不満	6	8.6	1	1.1
6. 浪費	16	22.9	12	13.5
7. 異常性格	18	25.7	10	11.2
8. 病気	1	1.4	2	2.2
9. 精神的虐待	3	4.3	11	12.4
10. 家庭省みない	13	18.6	21	23.6
11. 親類の折り合い	32	45.7	12	13.5
12. 同居に応じない	13	18.6	1	1.1
13. 生活費渡さない	1	1.4	22	24.7
14. DK,NA	3	4.3	2	2.2

※ MA 回答

(9) 回答数は 61、延べの論点は 64 である。

に活動すると調停成立後不満を訴えられることになる」

公式的な離婚紛争の処理機関である家庭裁判所の離婚調停においても、当事者双方の感情的対立は容易に解消しない。感情的対立の解消が代理人である弁護士の悩みの大きな部分となっている。感情的もつれの問題は、解決を困難にするだけでなく、⑪にみられるように、対応の仕方によっては後々まで尾を引く問題となる。

次に、「離婚条件の調整」である。主なものを挙げてみよう。

- ①「損得勘定で問題を解決しようとする」
- ②「財産分与・慰謝料の請求について相互の譲歩がなかなか得られないこと」
- ③「財産がらみを調整すること」
- ④「財産分与・慰謝料になると自己主張が強くなる」
- ⑤「条件面の譲歩について依頼者がなかなか応じてくれない」
- ⑥「相手方が生活費、財産分与、慰謝料請求に応じない」
- ⑦「当事者の人間性、経済的感覚が優位する当事者」
- ⑧「相手方に資産のある場合は金銭的条件の調整。資産がない場合は養育費の確保」
- ⑨「慰謝料については、相手に応じないと話し合いはつかない」
- ⑩「財産分与（双方まとまった賃料・収入のある土地・建物の取得を主張して対立）」
- ⑪「養育費の取り決め」

「離婚条件の調整」も、感情的問題と同じくらい大きな問題となっている。とくに財産分与は、妻にとっては離婚後の生活保障という意味で重要な問題であり、しかも財産形成に貢献したという考えがあればなおさら固執する。そして、離婚の責任をなすりあうということになれば、慰謝料問題は紛糾する。弁護士が代理人として関与しても、難問解決は容易ではない。

「調停制度の問題」は、調停制度の根幹にかかわる問題として重要である。

次のような指摘がみられる。

- ①「調停委員の結婚観、夫婦観が反映されることがある」
- ②「調停委員の対応によって、本人の気持ちが大きく左右される点。たとえば、一方的に妻の味方になる委員が多く、夫の言い分を聞き入れない傾向がある」
- ③「調停委員を介しての相手方意思の確認」
- ④「調停委員が本質をよく理解して、適切な進行をはかるかどうかにある」
- ⑤「調停委員が双方の主張を正確に相手に伝えていないことが多い」
- ⑥「調停委員から積極的に当事者説得できないことが多く、当事者も調停委員に不満を持っている」
- ⑦「調停委員の対応によるところが大きい。調停に強制力が無い点に加えて、訴訟・審判の見通しを示さない点」
- ⑧「調停に強制力がないこと」
- ⑨「拘束力がないので、互譲がむずかしい」

「調停制度の問題」についてもかなり多くの指摘がある。その多くは、調停委員の対応にかんするものであり、調停の進め方と調停委員の意識の問題に分かれる。調停委員の問題はいわゆるジェンダー・バイアスの問題として今日論議されているものであり、①の例が典型である⁽¹⁰⁾。その他注目されるのは、⑦⑧⑨に示されるように、調停そのものの効力にかんする指摘である。話し合い解決を特徴とする調停制度の限界を示すものとして興味深い。

最後に、「その他の問題」である。とくに注目されるのは、「H市が地方都市であることから、双方の親族が関与することによってかえって解決を困難にしているケースが多い」「相手の支払い能力が十分でないこと」「DV で身

(10) 拙著「離婚紛争とジェンダー」保坂恵美子編『比較ジェンダー論』ミネルヴァ書房、2005年、148-51頁参照。

の安全を守ること」などである。ここには、協議のみならず調停においても当事者を取り囲む親族の関与が交渉の成否に大きな影響をもつこと、また、支払い能力不足という解決困難な問題が存在すること、そして、近年のDV問題が深刻な広がりを見せていることなど、が示されている。

以上、離婚調停における弁護士代理は予想以上に展開しているが、その実態をみると、離婚特有の当事者間の感情的対立に悩まされ、また金銭的処理の面でも自己主張の強さに落としどころが決まらず、さらには調停制度にかかわる問題からスムーズな進行が妨げられるなど、役割遂行の上で多くの困難に直面している。このことから、「弁護士がつく以上、ダメなら裁判と割り切ってやっている」という意見も出されている。調停における弁護士代理の在り方だけではなく、調停制度そのものの問題も浮上している。

ところで、翻って考えてみると、なぜ離婚調停において弁護士を代理人として立てる必要があるのか。協議離婚であれば、紛争当事者同士だけでは紛糾するので、第三者として弁護士の関与が求められるのは、一応の理屈である。しかし、離婚調停は、第三者の良識ある調停委員と法律家である家事審判官が話し合い解決に尽力する。あえて弁護士代理は必要とされない。むしろ弁護士代理は、紛争の当事者同士が向き合う機会を損なうのではないとも考えられる。そこで、調査データをもとに、なぜ弁護士が離婚調停代理人として登場するのかを明らかにしてみよう。なお、回答は、弁護士自身の認識であって、弁護士を代理人とした依頼者の意見ではない。

弁護士を代理人とし立てる理由を、オープン・アンサーを整理して示そう。大きくは、「専門的アドバイスの要請」(39件：47.0%)、「調停に対する不安解消」(17件：20.5%)、「冷静な話し合いの維持」(8件：9.6%)、「訴訟との連繫」(7件：8.4%)、「その他の理由」(12件：14.5%)である⁽¹¹⁾。

まず、「専門的アドバイスの要請」である。多くの指摘がなされているが、

(11) 回答数は75、延べの論点は83である。

主なものを挙げてみよう。

- ①「自分の権利をきちんと主張したいということ」
- ②「満足・納得のいく解決を求めたいため」
- ③「当事者では十分主張が出来ない」
- ④「適確に手続きが進められる」
- ⑤「自分の主張を十分に述べるため」
- ⑥「財産分与、慰謝料の額についての争い」
- ⑦「財産分与、慰謝料を確実に実現させるため」
- ⑧「財産的請求（財産分与、慰謝料）という問題を含んでいること」
- ⑨「財産関係の調整（一種の付添い）」
- ⑩「財産分与が複雑」
- ⑪「財産分与や慰謝料 etc の経済的清算の根拠を提示するため」
- ⑫「離婚条件を有利に運びたい」
- ⑬「離婚後のことを考え、法律の専門家に権利義務関係の確定にかかわってもらいたいとのこと」
- ⑭「技術的支援・アドバイス」
- ⑮「専門的な法律知識と調停における駆け引きの経験」
- ⑯「この程度の理由で離婚できるのか、慰謝料、財産分与、養育費等どれくらい請求できるのか、調停でどう主張したら善いのか等、弁護士の専門的知識を必要としている」

「専門的アドバイスの要請」の大きな柱は「主張の明確化」と「離婚条件の調整」である。①から⑤にあるように、第三者機関である調停委員会において、自らの主張を明確に述べるために、法律専門職の弁護士の援助を求めるものである。そこには当事者の権利意識の強さをうかがうことができる。しかし反面で、調停委員会に対する信頼性の薄さも読み取ることができる。また「離婚条件の調整」は「主張の明確化」とも関連しており、より強い権利意識を反映している。財産分与や慰謝料については、弁護士の法律的専門

知識が大きく役立つ問題領域といえる。総じていえば、⑭⑮⑯にあるように問題解決にあたって弁護士の専門知識や経験を総合的に活用したい、という依頼者の思惑である。

次に、「調停に対する不安解消」も、多くの指摘がなされている。その主な内容は次のものである。

- ①「家庭裁判所での勝手がわからない」
- ②「どう手続きをすすめてよいかわからないから」
- ③「調停の進め方、話のつけ方がわからない」
- ④「主張・立証のやり方が不明である。手続的にどうなるか判らない」
- ⑤「個人での調停に不安がある」
- ⑥「本人が不安に思っ立てたもの。一人で行くのは」
- ⑦「本人で進めるのが精神的、技術的に困難だから」
- ⑧「調停の席上での主張補助。本人の気弱、口下手等」
- ⑨「本人だけでは不安あるいは本人の言い分を調停委員が真摯に受け付けなかつたりするケースがある」

調停は、黑白を争う裁判とは違いあくまで第三者を交えた話し合いの場である。しかし、市民にとってはそれがいかに疎遠なものであるかが示されている。家裁の相談窓口では、調停手続きについての説明等を行っているが、①～④にあるように家裁の手続きそのものについても理解がすすんでいない。こうした認知不足が自力解決を阻み弁護士への依存を促すといえる。ただ注目されるのは、⑨にあるように、手続き面での不安だけでなく、調停委員の対応への不安である。その点で、家庭裁判所自体の対応があらためて問われることになる。

「冷静な話し合いの維持」としては、次のものが挙げられている。

- ①「冷静な話し合いのために必要と考えたから」
- ②「当事者同士の話し合いが感情的になって難しい」
- ③「当事者が感情的になっている」

- ④「当事者同士では、感情の対立のみで解決の指針がないため」
- ⑤「当事者間での話し合いによる協議離婚が困難であり、弁護士を立てた方が有利との判断」

協議離婚でも述べたように、離婚紛争が婚姻共同体の解消であるかぎり、そこに感情的対立が持ち込まれることは避けられない。したがって、離婚調停においても感情問題は抜き難く、その解消が大きな課題となる。とくに、⑤にみられるように、協議から調停に移行するケースでは、協議の際の感情的対立が調停にも持ち込まれることが予見され、予防的に弁護士関与が望まれることになる。

「訴訟との連繫」は、数こそ少ないものの重要な指摘である。次のような理由が挙げられている。

- ①「弁護士をつけた方が安心できる。訴訟への移行の可能性もあるので弁護士をつけたというようなことではないか」
- ②「調停不成立の場合、訴訟手続きに進行することが考えられるので、その対策を含めて予め代理人がついて検討をしておく必要がある」
- ③「当事者間での話し合いが困難。訴訟に移行する可能性がある」
- ④「調停が成立する見込がなく、訴訟に移行することが予想されるため、早い段階から弁護士に依頼」
- ⑤「当事者は調停も裁判と同じという感覚のため、弁護士を立てないと不利になるという気持ちがある」

いわゆる調停前置主義のもとでは、当然ながら次の裁判の段階が予測あるいは予定される。そうした場合、早めに弁護士に依頼することは、裁判を有利にすすめるためには当然の考えといえる。弁護士代理の1つの理由として、調停と裁判を一連の手続きとして捉える考え方は注目される。

最後に、「その他の理由」である。まず興味深いのは「相手方が弁護士を立てた」とするものである。相手が弁護士を立てれば対抗上立てなければ不利になるという意識が働くようである。そこには調停を運営する調停委員会

への信頼はほとんどないように見える。また、「相手方と会いたくない」という夫婦関係の大きな亀裂を表す理由や「相手方（夫）の暴力や嫌がらせが予想される」とする、今日深刻化するDV問題を背景とした理由も現れている。

以上、調停において弁護士を立てる理由をみると、明確な主張をし、離婚条件を有利にしたいという依頼者の動機の強さをうかがうことができる。しかしその一方で、調停制度の不知や信頼性の低さといった制度そのものの問題が浮き彫りになる。また法律相談や協議離婚だけでなく調停においても感情的問題が依然としてつきまとい、弁護士は法律専門職の守備範囲を超えていわば“火消し役”をも果たさなくてはならないことが明らかとなる。

5. 弁護士関与の課題と展望

離婚紛争の問題解決にかんして法律専門職である弁護士がどのように関与しているかはあまり知られていない。実証的データをもとに弁護士関与の実態を把握し、関与の問題点を明らかにすることは、離婚紛争における弁護士の役割を考える上できわめて重要である。

離婚紛争の解決の総合的な窓口ともいえる「法律相談」は、当事者にとってはアクセスしやすい相談である。しかし弁護士にとっては多くの難問を含むものである。それは法律にかかわる相談以外に多様な相談が寄せられているからである。「離婚条件の調整」は、一見すると法律論に馴染みやすい問題と思われるが、現実にはより高額の財産分与や慰謝料を求める当事者の思惑に振り回されがちになる。しかも離婚劇は愛憎が絡まるものであるから、感情面の対応に苦慮することになる。また感情面の軋轢から、一方当事者の話だけでは「事実認定の困難」が生じてくる。さらに深刻なのは、法律論とはおよそ異なる“離婚の選択”さえも判断が求められる。

法律相談における法律専門職としての弁護士の関わり方はきわめて困難な

状況におかれているが、「離婚条件の調整」の面で、法律知識を活かしたアドバイスはそれなりの意義をもとう。また「事実認定」の面では、両当事者との相談が可能となれば事実認定もある程度すすむであろう。感情面の対応もたしかにカウンセリングの訓練を受けていない弁護士にとって難問ではあるが、婚姻共同体の解体である離婚紛争であれば当然予測されることであり、ある程度そうした対応の準備は可能となろう。しかし、離婚の選択等の問題については、依頼者側の認識を改める方向での努力とともに、マリッジ・カウンセリングや女性センター等公私の相談機関との分業が必要となろう。

協議離婚は夫婦の話し合いによる解決であるので、簡単である反面権利の主張が抑制されるという問題が生じやすい。とりわけ女性の側にそうした問題が発生しやすい。その意味で協議離婚における弁護士関与は重要であり、とりわけ「離婚条件の調整」は大きな期待が寄せられる役割といえる。しかし、協議離婚においては、「離婚条件の調整」にしても“過大な要求”にさらされスムーズには行かない。またここでも法律相談同様に離婚という愛憎絡まる紛争であることから、感情問題の対応に苦慮することになる。感情の問題は紛争の性質上ある程度まで必然と考えれば、法律知識だけでなくカウンセリングの技術や説得の技術の修得も必要となろう。また、離婚条件の調整や感情統御以上に注目されるのが、「弁護士代理」や「協議方式」の問題である。協議離婚の交渉に弁護士が関与することは、問題解決をスムーズにすすめたり、権利確保を可能にするという意味で重要なことである。しかし、一方当事者だけの弁護士代理は、他方当事者にとってはあくまでも“相手側弁護士”であって、中立的第三者ではない。いくら信頼性の高い弁護士であっても猜疑の目を向けられる。その意味では、当事者双方に弁護士代理が可能ならば、協議離婚はかなり円滑にすすめられるのではないか。だが現状では、弁護士人口は少なく弁護士費用も分かりにくい。手軽な弁護士利用の可能性は低い。そして、最後に、協議離婚方式そのものの問題である。協議方式に、何らかの形で拘束力をもたせることはそのメリットを損なうことにな

ろう。協議方式の弱点を補うという意味では、離婚給付や養育費の履行を確実にする方策が求められることになろう。

調停離婚は、協議離婚と異なり夫婦両当事者が直接向き合うシステムではない。男女2名の調停委員と家事審判官1名からなる調停委員会が中立的第三者として立ち会うことになる。したがって、理論的には弁護士の関与は必要としない。しかし、離婚調停における弁護士代理はかなり普及している。調停委員会があるにもかかわらず弁護士の関与が求められる理由として最も大きいのは、専門家の法律知識や経験を活用して有利に話をすすめたいということである。これは当然の理屈である。とはいえ、良識に富んだ調停委員が公正な立場で判断を行うはずであるのにあえて弁護士を立てる必要があるのか。それだけ調停委員会への信頼が希薄であるということなのか。こうした疑問を裏付けるものが「調停に対する不安解消」という指摘である。そこには単に調停手続きがよくわからないという理由以外に、調停委員の対応に対する不安が述べられている。それは、「調停制度の問題」として指摘されているように、調停制度の核である調停委員会委員のジェンダー・バイアスの問題である。当事者は、調停委員会の判断が中立公正なものであるかどうかを不安視している。また注目されるのは、調停離婚においても感情の問題がかなり指摘されている点である。実際、離婚調停の問題として「当事者の態度」はきわめて大きなウエイトを占めている。しかし、家事調停においては感情統御の専門家として調査官が配置されている。にもかかわらず弁護士が当事者の感情の統御に苦勞するのはなぜであろうか。

このようにみると、離婚調停における弁護士の役割の大きさがクローズアップされる一方で、調停制度自体の問題が浮き彫りになる。したがって弁護士関与の問題を考えることは結局調停制度の問題を考えることになり、たとえば中立公正な委員会の構成や運営をいかに実現していくか、また家庭裁判所調査官によるカウンセリングをいかに効果的に実施していくか、ということになる。調停手続きの認知度を高めることも重要であるが、制度的機能改

善がさらに重要な課題となる。

法律相談や協議離婚においては、いろいろなハードルはあるにしても、弁護士関与は紛争の円滑な解決に寄与するといえる。しかし、調停離婚においては、弁護士関与はむしろマイナス効果をもたらすのではないか。調停は対立する両当事者が向き合って話し合う最後の場ではないのか。「相手の顔を見るのも嫌だから弁護士を立てる」ということでは、折角の機会が失われるのではないか。もちろん憎しみに満ちた夫婦関係にあって、強制的に同席させることには問題があろう。しかし、いわゆる同席調停の効果も否定し難いところがある。また、立ち会い理由として「裁判との連繫」が少なからずみられる。協議の困難さを見越した上での戦略ではあるけれども、見方によっては調停制度の形骸化をすすめるものといえる。このように考えれば、まずは調停制度の充実ということが何よりも重要な課題となってくる。

ところで、離婚業務は今後どのような展開をみせるのであろうか。最後に、弁護士業務全体の中での離婚業務の位置づけを明らかにし、この問題を考えてみよう。

表 5-1 は、「この 1 年間に取扱われた業務の中で、数の多いものを 3 つほどお知らせ下さい」という問いかけで、弁護士業務の現状を捉えたものである。業務内容は I 訴訟関係 (非訟・調停・保全も含む)、II 示談交渉、III コンサルティング関係の 3 つの大きなカテゴリーのもとに、さらに訴訟関係については 1 行政事件、2 民事事件、3 家事事件、4 商事事件、5 破産事件、6 渉外事件、7 無体財産事件、8 労働事件、9 刑事事件に分けている。

訴訟関係では、「破産事件」が 64 件でトップを占め、「離婚」は 26 件で第 2 位である。また、「法律相談」は 44 件でコンサルティング関係のトップを占めるとともに、業務全体の中でも 2 番目に位置している。

次に、これから中心としていきたい業務について尋ねてみると (表 5-2)、「遺産分割」と「法律相談」がともに 23 件で 1、2 位を占めている。その後には「破産事件」と「会社法」がともに 21 件で続き、さらに「不動産」と

表5-1 弁護士の業務

事 件		実数	事 件		実数		
I	1	土地法関係	—	4	会社法関係	8	
		税務関係	1		保険法関係	3	
		住民監査請求	1		海商法関係	—	
		交通行政	—	5	破産	64	
		その他の行政	2	6	渉外	—	
	2	I	不動産関係	23	7	無体財産	2
			賃金	5	8	集团的労働	2
			建築工事紛争	6		労災	1
			売掛金・手形小切手	7		個別名労働	1
			クレジット関係	13	9	一般刑事弁護	24
交通事故損害賠償			19	少年		2	
公害損害賠償			—	II	交通事故	9	
医療過誤損害賠償			2		債務整理	16	
国家賠償			2		その他の示談交渉	5	
消費者保護			2	III	法律相談	44	
その他の損害賠償	13	契約書・遺言書等	9				
離婚	26	会社設立	—				
3	I	遺産分割	16	その他	4		
		その他の家事	2	合 計	334		

- (注) 1. 公害損害—公害による損害賠償事件、消費者保護—消費者保護に関する損害賠償事件、破産—破産・和議・会社更生事件、個別名—労災事件を除いた個別名事件。
2. マルティプル・アンサー。

「交通事故損害賠償」がともに20件、「一般刑事」が17件、そして「離婚」が15件となっている。

現在および将来に向けて、「法律相談」のウエイトは大きい。法化社会の進展の中で市民の権利意識が高まり、法律専門家へのアクセス志向が強くなっている。それが訴訟のみならず手軽な「法律相談」として現れている。

表 5-2 中心としていきたい弁護士業務

事 件		実数	事 件		実数
I	土地法関係	2	4	会社法関係	21
	税務関係	4		保険法関係	4
	住民監査請求	2		海商法関係	1
	交通行政	—		5 破産	21
	その他の行政	6		6 渉外	2
	不動産関係	20		7 無体財産	5
	貸金	5	8 集团的労働	8	
	建築工事紛争	11	8 労災	9	
	売掛金・手形小切手	8	個別名労働	10	
	クレジット関係	6	9 一般刑事弁護	17	
	2 交通事故損害賠償	20	少年	7	
	公害損害賠償	1	II 交通事故	7	
	医療過誤損害賠償	5	債務整理	10	
	国家賠償	3	その他の示談交渉	6	
	消費者保護	5	III 法律相談	23	
	その他の損害賠償	7	契約書・遺言書等	15	
	3 離婚	15	会社設立	3	
	遺産分割	23	その他	4	
	その他の家事	9	合 計	325	

「法律相談」は離婚相談に限られる訳ではないが、「法律相談」の重視は、離婚相談の受け入れ可能性を増すものと受けとめられる。既述のように法律相談としての離婚相談には多くのハードルがある。しかし、離婚紛争の総合的な相談機関の広がり、離婚紛争の処理にとって大きな意義をもつといえる。

離婚の訴訟業務（調停を含む）は、将来的にはウエイトが減じるかもしれない。既述のように調停離婚が本来的には調停制度の充実によって弁護士代理を必要としなければ、離婚業務の低調は危惧する必要はない。しかし調停制度改革の進展が見通せない現状では、問題が生じよう。また離婚訴訟を視

野に入れると、離婚業務の低調は、受任してくれる弁護士を見つける上で大きな障害となろう。

なお、協議離婚については、業務分類では「その他の示談交渉」にあたると思われるが⁽¹²⁾、その現状も将来についてもともに大きな展望はみえない。ルールも拘束力も無い協議離婚は、弁護士にとって明確な業務目標とはなりえないのか興味あるところである。とはいえ、わが国の離婚の9割を占めるとともに、簡易であるがゆえに問題の大きい協議離婚への弁護士関与は、最も期待される役割といえる。

(12) 協議離婚の業務分類が何にあたるかは難しい。「法律相談」に含まれる可能性もある。